

徳之島町・天城町・伊仙町の飲食店の皆さまへ 営業時間短縮のご協力をお願いします

R3.8.19版

要請日	令和3年8月13日(金)	令和3年8月18日(水)																
要請期間	8月16日(月)～8月29日(日) → 19日(木)	8月20日(金) ～ 9月12日(日)																
要請内容	5時 から 20時 までとすること。 (もとの営業時間が5時から20時までの間の飲食店は対象外)																	
	11時 から 19時 までとすること。																	
認証店の取扱い	選択制 (時短営業を実施 または 通常営業)																	
協力金の対象	時短要請の時点(令和3年8月13日)で、 ・ 営業継続中(営業実態あり)であり、 ・ 食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※ デリバリー・テイクアウト等を除く	時短要請の時点(令和3年8月18日)で、 ・ 営業継続中(営業実態あり)であり、 ・ 食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※ デリバリー・テイクアウト等を除く																
	計 14 日間の全てに協力いただいた事業者	計24日間の全てに協力いただいた事業者																
協力金	<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 10万円 ～ 30万円 	<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 60万円 ～ 180万円 																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高</th> <th>1日当たりの協力金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5,000円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円～2.5万円</td> <td>2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3</td> </tr> <tr> <td>2.5万円</td> <td>7万5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額	8万3,333円以下	2万5,000円	8万3,333円～2.5万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3	2.5万円	7万5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高</th> <th>1日当たりの協力金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5,000円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円～2.5万円</td> <td>2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3</td> </tr> <tr> <td>2.5万円</td> <td>7万5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額	8万3,333円以下	2万5,000円	8万3,333円～2.5万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3	2.5万円	7万5,000円
	2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額																
	8万3,333円以下	2万5,000円																
8万3,333円～2.5万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3																	
2.5万円	7万5,000円																	
2020年度又は2019年度の8月の1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額																	
8万3,333円以下	2万5,000円																	
8万3,333円～2.5万円	2020年度又は2019年度の1日当たりの売上高×0.3																	
2.5万円	7万5,000円																	
<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限 80万円 ※ 1日当たりの協力金額(① 売上高減少額/日×0.4)×要請期間(4日間) ※ ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方	<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限 480万円 ※ 1日当たりの協力金額(① 売上高減少額/日×0.4)×要請期間(24日間) ※ ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方																	
申請期間	8月30日(月)23日(月) ～ 10月22日(金)	9月13日(月) ～ 11月5日(金)																
申請方法	郵送 (簡易書留またはレターパック)																	

協力金に関するお問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

電話 **099-295-0286**

受付時間 9:00～17:00 (平日)

詳細は、県のホームページでもお知らせしています。

鹿児島県 時短要請協力金

検索